

地域医療構想調整会議（書面開催）に係る御意見及び
県の考え方について

項 目	区域対応方針を踏まえた取組み等について
構 想 区 域	東部構想区域
御 意 見 等	<p>病床機能の見直しについてですが、病床数から見ると、急性期・慢性期が過剰で回復期病床が不足しているように見えます。しかし、以前いただいた資料にもあったように、実際に入院している患者の重症度から判断すると、かなり想定に近い病床機能区分になっているのではないかと考えます。いくら急性期の病床を保持していても、そこに入院すべき患者がいなければ、空床にしておくわけにはいかず、慢性期や回復期の患者さんでも入院させざるを得なくなるでしょう。</p> <p>昨今の病院経営の苦しさから考えると病院の機能分化が進まないのも診療報酬体系の不備にあるようにも思えます。急性期病院において高い病床利用率と平均在院日数の低下を達成し、手術数を確保しても黒字経営が達成できていない現状です。</p> <p>慢性期、回復期機能を持つ病院では多くの人材を必要としますが、それに見合った診療報酬が確保されていません。急性期病院を基準として、慢性期、回復期に行くにつれ点数が下がっていく現在の体制では、経営の点から見て非常に苦しい点があると思います。発想を変えて、慢性期、回復期病院が健全な経営ができるような診療報酬体系を構築し、急性期病床、重症ユニットにはそこに上乘せする体系を考えないと、加算の取合いになってしまい、病床機能分化は進まないように思います。要するに、加算ではなく入院基本料を上げてくださいということです。</p>

県
考 え 方
の
方

委員御指摘のとおり、本県独自の入院患者実績調査の結果や他県の定量的基準による補正事例などを参考に検証を行ったところ、現実の医療提供体制は、病床機能報告結果と比べ、必要病床数により近い状況が伺えます。

各医療機関が、自院の病床機能の方向性を検討する際には、こうした地域の医療提供体制や医療ニーズの現状を十分に把握する必要があるため、県としては、病床機能報告結果などの見える化等により、地域の医療提供体制に関する情報を適切に提供するとともに、引き続き、医療機関における病床機能の分化・連携等に向けた取組みに対する支援に取り組んでまいります。

また、診療報酬制度については、国において検討されるものと考えておりますが、県としても、政府予算等に関する政策提案・要望として、地域医療構想の実現に向けた取組みや病床の機能分化等を促進するため、一層の診療報酬上のインセンティブなどの実効性のある措置について、国に対し要望しているところであり、今後も、委員御指摘の観点も踏まえながら、必要な要望を行ってまいりたいと考えています。

項 目	区域対応方針について
構 想 区 域	東部構想区域
御意見等	<p>東部構想区域が推進区域に指定され、区域対応方針では、再編検討区域等の国の支援制度などの活用を図ることとされているが、地域医療構想の実現に向けては、今後も、こうした医療機関の検討に要する経費等の支援が継続される必要があると思います。</p> <p>また、医療機関の再編・統合については、再編・統合に耐える体力（足元の経営の安定）が必要であり、そのためには、医師等の人材確保、病床機能の融通、医療材料の共同購入等により経営改善につながる連携推進法人の設立など、踏み込んだ形の多施設連携が、統合の前段階として必要となる場合も考えられます。この連携推進法人の設立に対する行政支援（法人設立を想定したコンサル料の支援など）も期待されるところです。</p> <p>さらに、2040年までは患者数が減らない～増加する一方、医療圏内・地域内での実働マンパワーは益々減少してくることからも、医療機関の再編・統合を検討する場合には、地域全体への影響を踏まえ、医療圏内の医療提供体制の調整を伴うものであるべきと思われます。</p> <p>なお、将来、病床機能分類は、現行4機能から6機能になるとの情報もありますが、機能毎の必要病床数なども、提示があるのでしょうか。グランドデザインは、高度急性期から在宅医療までの体制整備を図るということには変わりはないと思われませんが、東部医療圏に当てはめての予想値の提示などの見通しはいかがでしょうか。</p>

県
考
え
方
の

国による再編検討区域等の支援制度については来年度も継続されると伺っており、県としても、再編・統合や病床機能の転換等に取り組む医療機関への継続的な支援に努めてまいります。

また、地域医療連携推進法人については、医療機関が機能分化・連携を行う際の選択肢の一つであることから、令和7年度から県独自に設けた、再編・統合等に取り組む医療機関が、収支シミュレーション等のコンサルタントを受ける場合に補助を行う新たな支援制度の活用などにより、当該法人制度の活用を希望する医療機関についても、支援してまいりたいと考えています。

なお、ご指摘のとおり、医療機関の再編・統合を検討する際には、地域の医療提供体制への影響を踏まえる必要があるため、検討に当たっては、国の支援制度等も活用しながら、医療機関の取組みが地域の実情を踏まえたものとなるよう、県としても、適切な支援に取り組んでまいります。

新たな地域医療構想については、令和6年12月に国の検討会によるとりまとめが示され、病床機能区分のうち「回復期機能」に関しては、今後、高齢者救急等の受け皿として急性期と回復期の機能を併せ持つことが重要になることを踏まえ、「包括期機能」と位置付けられた上で、引き続き、機能ごとの将来の必要量を推計するものとされました。

現時点で、具体的な見通しをお示しすることは困難ですが、今後、国のガイドラインの検討において、具体的な推計についても検討するものとされていますので、県としては、国の動向を注視するとともに、適切な情報提供に努めてまいります。